

児童発達支援（通所受給者証）申請に関する確認事項

この申請は、児童発達支援の利用に必要な「通所受給者証」の発行等の手続きのために行うものです。

北上市が審査・決定を行うため、以下の内容を確認のうえ申請します。

【この申請で行う手続き】

通所受給者証の発行に必要な次の申請等を行います。

- ・ 障害児通所給付費 支給申請
- ・ 利用者負担額の減額・免除等 申請
- ・ 障害児相談支援給付費 申請
- ・ 障害児相談支援依頼届出
- ・ 北上市 児童発達支援利用者負担額助成 認定申請

【確認事項】

1 公簿等による調査・確認（必要に応じた他市町村への照会を含む）

障害児通所給付費支給申請、利用者負担額減額・免除等申請および障害児相談支援給付費申請に関して、北上市が次の情報を公簿等により調査・確認します。必要に応じて他市町村へ照会します。

(1) 住民基本台帳に関する情報

申請者・児童・世帯員全員の氏名、生年月日、性別、住所、住民票上の世帯構成（世帯分離の有無を含む）

(2) 地方税（市町村民税）の課税状況および所得に関する情報

所得割額、均等割額、各種控除の内容（住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等）

(3) 生活保護およびその他の公的扶助に関する情報

生活保護法に基づく保護の受給状況及び中国残留邦人等に対する支援給付の受給状況

(4) 障害児通所支援および障害福祉サービス等の利用状況

同一世帯における他の児童の受給者証発行状況およびサービス利用実績、多子軽減（第2子以降の負担軽減）判定に必要な、保育所・幼稚園等の利用状況

(5) 個人番号（マイナンバー）による情報連携

法令に基づき、マイナンバーを利用して必要な情報照会（情報連携）を行います

（※所得区分等の確認に利用します）

2 計画作成等に必要な情報提供

障害児支援利用計画を作成するために必要があるときは、通所支援の利用に関する意向聴取の内容および医師意見書の全部または一部を、北上市から指定障害児相談支援事業者、通所支援事業者または障害児入所施設の関係者へ提示する場合があります。

3 関係機関での情報共有

児童発達支援の利用にあたり必要な情報について、北上市の関係機関、指定障害児相談支援事業者および通所支援事業者等の中で共有する場合があります。

4 北上市 児童発達支援利用者負担額助成（認定申請）に関する事項

(1) 助成金の審査・支給に必要があるときは、北上市が受給者証の内容を確認すること、指定障害児通所支援事業者から情報提供を受けること、および北上市からサービス提供事業者へ情報を提示する場合があります。

(2) 市が助成金に係る審査および支給に関する事務を岩手県国民健康保険団体連合会に委託します。